



島根県報

令和2年10月9日(金)

第 148 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

保安林予定森林 (森林整備課) 2

【公 告】

公共測量の実施 (技術管理課) 2

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し 3

告 示**島根県告示第594号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和2年10月9日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
ひかわ医療生活協同組合	通所介護	ひかわ生協デイサービスつむぎ	出雲市斐川町直江4778番地1	令和2年10月1日

島根県告示第595号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年10月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市万田町字外奥1618、1621

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字外奥1618・1621（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年10月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（道路三次元データ計測）

2 作業期間

令和2年10月12日から令和3年9月30日まで

3 作業地域

松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、飯石郡飯南町及び鹿足郡津和野町

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

令和2年10月9日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
日立記念病院	安来市安来町1278-5	令和2年9月30日
特別養護老人ホームいやしの館	松江市西川津町733-1	令和2年9月30日